

習志野市教育委員会会議録
 (平成18年第1回定例会)

1 期 日 平成18年1月25日(水)
 習志野市教育委員会事務局大会議室
 開会時刻 午後3時00分
 閉会時刻 午後3時40分

2 出席委員 委員長 吉 村 博 与
 委員 栗 原 伸 夫
 委員 小 泉 俊 雄
 委員 青 木 克 己
 委員 松 盛 弘

3 出席職員 副教育長 西 原 民 義
 教育総務部長 小 滝 益 夫
 学校教育部長 由 比 ヶ 濱 勤
 生涯学習部長 小 林 伸 二
 学校教育部参事 大 和 田 泰 雄
 学校教育部参事 渡 辺 伸 治
 教育総務部次長 志 村 豊
 学校教育部次長 柴 田 史 香
 生涯学習部次長 高 山 幸 男
 教育総務部副技監 鈴 木 知 行
 学校教育部副参事 山 崎 敏 雄
 学校教育部副参事 鶴 岡 智
 学校教育課長 大 友 秀 雄
 指導課長 倉 光 正 力
 生涯スポーツ課長 三 村 秀 則
 青少年課長 吉 田 信 博
 青少年センター所長 小 柳 茂
 教育総務部・学校教育部主幹 野 中 良 範
 学校教育部主幹 鈴 木 博
 生涯学習部主幹 高 柳 英 昭
 生涯学習部主幹 及 川 隆 志

4 会議内容

委員長が

平成18年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言。

委員長が

本日の日程について諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成17年第12回定例会会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 臨時代理の報告について(平成17年度教育費予算案(1月補正)について)
(企画管理課)

教育総務部次長が

習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長が平成17年度教育費予算案(1月補正)について平成18年1月10日に臨時代理したので報告するものである。内容は第五中学校アスベスト対策事業費250万円及び袖ヶ浦東小学校蒸気機関車アスベスト除去事業費735万円等である、と概要を説明。

委員が

繰越明許費はどのような意味か、と質問

教育総務部次長が

工事予定期間が平成18年2月から4月までであり、会計年度をまたがって工事を行うために、あらかじめ予算の繰越を行うことについて市議会の承認を事前にいただくという事である、と回答。

委員が

繰越金ということか、と質問。

教育総務部次長が

そうである、と回答。

委員が

人件費減額補正とは何か、と質問。

教育総務部長が

年度途中の異動や退職などに伴い、人件費を調整するものである、と回答。

教育総務部次長が

人事院勧告があり、それに伴う減額補正も含むものである、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

報告事項（２） 平成17年習志野市議会第4回定例会一般質問について

（企画管理課）

教育総務部次長が

教育委員会に係る一般質問はこども部を含め、延べ8名の議員から10項目の質問があり、その概要を説明。

委員が

通学路における防犯、安全対策として、教職員が危険箇所の安全点検をしているとのことだが、危険箇所はどれくらいあるのか。また、どのような対応をしているのか、と質問。

学校教育課長が

毎年4月に各学校に危険箇所についての要望を提出してもらい、市で対応できるものは対応をし、市で対応ができないものについては、県に要望している。なお、危険箇所数については調査中である、と回答。

学校教育部長が

市で対応できない要望としては、横断歩道の設置、スクールゾーンの設置、信号機の設置、歩道ガードレールの設置等がある、と回答。

委員が

痴漢行為などがあった場所は学校で把握しているのか、と質問。

青少年センター所長が

報告があった痴漢行為等については、全幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校に情報提供

しており、場所の把握はできている。また、平成18年2月末までに子ども110番の家を増設するために、各小学校長に対して、学区を歩いてもらい、通学路の安全を再度点検していただき、痴漢行為等が起きるおそれのある危険箇所の報告を要請している、と回答。

委員が

痴漢が出た時は各学校に情報は伝わっているのか、と質問。

青少年センター所長が

不審者並びに不審者と思われるような事案についての情報は、平成17年度は12月までで73件の報告を受けており、昨年度より20件多く、露出者が多くなっている。また、電話による振り込み詐欺についての報告も受けている。報告にあたっては、児童・生徒へ注意を促すものと、保護者まで書面をもって促すものとに分けている。また、学校、子ども、保護者、市民に対しては、市の緊急メールなども使い、報告を行っている、と回答。

学校教育課長が

不審者等の情報は県警のホームページでも見る事ができる、と回答。

委員が

実際に子どもを歩かせて、危険箇所の説明をしている学校があるが、そのような事は考えているのか、と質問。

学校教育課長が

子どもの目線での危険箇所の意見を受けながら、危険箇所マップの作成を行うように、学校に依頼をしている、と回答。

委員が

第五中学校で作成したものを見たことがある、と発言。

委員が

不審者は特定されていないのか、と質問。

青少年センター所長が

多くの場合、特定されていない、と回答。

委員が

早く不審者等が特定できることを望む。また、不審者等がいなくなればよいと思う、と発言。

委員が

最近、いたずら電話が流行っていると聞いている、と発言。

青少年センター所長が

今日、新聞に、PTA役員を名乗る者が、子どもの名前を聞き出すという事件が発生しているという記事が載っていたが、習志野市でも事例はあった、と発言。

委員が

日が短くなると、子どもが帰る5時頃でも真っ暗になってしまう。帰り道には暗い道も多く、街灯をもっと設置してもらった必要があるのではないか。また、通学路の明るさについて、調べていただきたい、と発言。

青少年課長が

放課後児童会については、最寄の交番と指導員が情報交換を行い、警察にパトロールをしていただくなど、協力をしていただいている、と回答。

委員が

安全対策として、社会全体で守ることも必要だが、児童に自らの身を守る意識を身につけさせる事が非常に大切である。自分の身は自分で守るという事を教育していくのも対策の一つではないのか、と発言。

青少年課長が

指導委員に対し、毎月1回の研修を義務付け、習志野警察署の職員などに来ていただき、研修を行っている、と回答。

委員が

耐震診断は建物についてだけ行うのか、と質問。

教育総務部副技監が

そうである、と回答。

委員が

耐震の力がどれくらいという必要保有耐力と建物が持っている保有耐力を診断してもらい、必要に応じた補強工事を行っているのか、と質問。

教育総務部副技監が

そうである、と回答。

委員が

耐震の評価は建築基準法をもとに行っているのか、と質問。

教育総務部副技監が

法律で定められている通常の構造耐震指標（ I_s ）は0.6だが、文部科学省においては、0.7としており、より厳しい基準となっている、と回答。

委員が

図書館において、新鮮で魅力ある図書館資料の収集と提供について重点施策の一つとして上げられているが、先日、大久保図書館に行ったが他の図書館と比べ閲覧室が狭いため、人があふれており、そのため、参考書を貸し出してもらおうとしたが、貸し出し禁止の本であったため、借りる事もできなかった。大久保図書館の閲覧室をもっと広くしていただきたい、と発言。

生涯学習部長が

物理的な制限があるので難しいが使い方などについて再度検討する、と回答。

委員が

参考書についても貸し出しを行っていただきたいがどうか、と質問。

生涯学習部長が

貸し出せるものと貸し出せないものについての判断については難しいものがあるが、何かいい手段をとっていけるか検討していく、と回答。

委員が

ゆうゆう館とコミュニティセンターについては、法人格をもたない運営委員会が指定管理者となっており、今後は法人格の取得に向けて情報提供や助言を行っていくとのことだが、それはいつ頃か、と質問。

生涯学習部長が

指定管理者としての指定が平成18年度から平成20年度までの3年間であるので、現時点では、1年目にまず、指定管理者として安定的な施設管理を行っていただき、2年目に問題提起をし、3年目はその基盤作りと考えている。3年後の指定管理者の指定にあたって、公募にするのか、それとも非公募にするのかについては、十分議論して決定していきたいと考えている。今回のこの3カ年を有効に使っていきたいと考えている、と回答。

委員が

指定管理者については、法的な性格を持った団体にしていただければと思う、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。